

第102号議案

島根県立ライフル射撃場条例を廃止する条例

島根県立ライフル射撃場条例（昭和54年島根県条例第34号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の島根県立ライフル射撃場条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定による事業報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第13条の規定により射撃施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者であったもの又は旧条例第5条の業務に従事していた者に係る旧条例第21条の規定による秘密保持義務については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。